

「学びの場」を検討する際の Q&A

Q1. これまで行ってきた八尾の支援教育と考え方が変わりますか？

A. 「共に学び、共に生きる」教育の考え方、支援学級の在り方、特別な教育課程についての考え方等には変更はありません。国の通知により、個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と障がいの状況を踏まえた教育課程の編成を改めて見直すものです。

Q2. 支援学級において行われる特別の教育課程とは？

A. 支援学級において実施する特別の教育課程については、小・中学校学習指導要領において、次のとおり編成するものとされています。

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- ・子どもの障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい者である児童に対する教育を行う支援学校の各教科に替えたりする等して、実態に応じた教育課程を編成すること。

Q3. 支援員や介助員が増員される予定はありますか？

A. 今後もすべての児童生徒にとってよりよい学びの場となるように、支援員、介助員の増員に向けて検討をすすめてまいります。なお、これまでは支援学級在籍児童生徒を対象に支援員、介助員を配置していましたが、今後は通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒にも状況に応じて支援員、介助員の支援が受けられるようにする予定です。

Q4. 通級指導教室が増設される見通しはありますか？

A. 八尾市としましては、各学校の状況を聞き取りながら、通級指導教室での支援のニーズのある児童生徒がどの学校においても支援を受けられるように、巡回指導等も含めて検討し、増設へ向けて大阪府へ申請を行っております。

Q5. 学校だけの学びの場の判断となるのでしょうか？

A. これまで通り、学びの場の判断については、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的二

ーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。学びの場の変更が行われる児童生徒につきましては、学校に対して教育センター担当職員からのヒアリングを行い、必要に応じて指導助言を行い決定していきます。また、不安なことがありましたら、教育センターの教育相談(072-941-3365)までご相談ください。

Q6. 通級指導教室の利用を考えていますが、在籍校に通級指導教室が設置されていないので、検討が難しいです。

A. 通級指導教室の運用に関しては、自校通級、他校通級、巡回指導があります。現在、通級指導教室が設置されていない学校につきましては、次年度以降、通級指導教室を検討される場合は、巡回指導の説明を行っています。市としましては、今後、次年度の各校の通級指導教室利用希望児童生徒の状況を各校から聞き取り、新設置及び巡回指導体制の構築の検討を行っており、通級指導教室の利用の必要性がある児童生徒が通級による指導が受けられるように準備を進めております。巡回指導:通級設置校の通級指導担当教員が、通級指導を希望する児童生徒が在籍する学校へ訪問し指導を行います。
他校通級:放課後等に児童生徒が通級設置校へ通い、通級指導担当教員が指導します。

Q7. 中学校での学習評価についてはどうなりますか?

A. これまで通り、支援学級等で特別の教育課程で学習している教科や自立活動については、文章表記を中心に評価を行いますので、5段階評価については、無記載となります。通常の教育課程で学んでいる教科については、通常の学級と同じように5段階で評価することになります。

Q8. 支援学級に在籍していて、高等学校を受験できますか?

A. 受験できます。支援学級では特別の教育課程で学習している教科や自立活動については、文章表記を中心に評価を行います。公立高等学校入学者選抜においては、大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項により、1教科でも評価が無記載である場合の判定方法が設けられています。なお、進路決定にあたっては、学校の先生と十分に相談して決定してください。